

## 公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

支出負担行為担当官代理

東京労働局総務部会計課長 上條 正房

### 1 企画競争に付する事項

「平成 27 年度訓練受講前に実施するキャリア・コンサルティング推進事業」

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (3) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められている用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」の範囲とする。

- ① 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- ② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（企画書提出時において、直近 2

年間の保険料の未納がないこと。)

- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）
- ⑤ 企画書提出時から過去3年間において、上記以外の法令違反等あり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ⑥ 過去1年間において、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等、東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適正な者であると認められる者でないこと。

(7) 公共職業訓練及び求職者支援訓練並びに雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年法律第13号）により拡充された教育訓練給付の対象となる中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練を実施する計画がない団体であること。また、次に掲げる資本関係にある団体が、当該訓練を実施する予定がないこと。

- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
- ② 親会社等（アからウまでに該当する者）
  - ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
  - イ 参加者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
  - ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

### 3 契約候補者の選定

「平成27年度訓練受講前に実施するキャリア・コンサルティング推進事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

### 4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）の交付期間及び場所

#### (1) 交付期間

平成27年3月9日（月）～平成27年3月20日（金）

(土日祝を除く 10 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00)

(2) 交付場所

東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 12 階

東京労働局職業安定部地方訓練受講者支援課 訓練受講者支援第 2 係

担当 : 比留間、征矢

TEL : 03-6684-1701

FAX : 03-3512-1566

5 企画競争に係る説明会の開催

以下のとおり、企画競争に係る説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成 27 年 3 月 20 日 (金) 9 : 30 から

(2) 開催場所

東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 11 階会議室

(3) 説明会への参加を希望する場合は、平成 27 年 3 月 19 日 (木) 17 時までに 4 (2) の連絡先へ、電話にて申し込むこと。

(4) 出席人数

1 機関当たり 2 名までとする。

※説明会の会場で企画競争説明書の配布はしないため、事前に 4 (2) の場所  
で企画競争説明書を入手 (無償で配布。事前連絡は不要。) してから参加すること。

6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は下記により F A X (A 4 様式自由) にて受け付ける。

(1) 受付先

4 (2) に同じ

(2) 受付期間

平成 27 年 3 月 23 日 (月) 17:00 まで

(3) 回答

平成 27 年 3 月 24 日 (火) までに質問者及び上記 5 の説明会に参加した者に対して F A X 等で行う。ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

7 企画書等の受領期限等

(1) 受領期限

平成 27 年 3 月 30 日 (月) 12 : 00

(2) 提出先

4 (2) に同じ

(3) 提出方法

直接提出（持参）とする

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9 その他

(1) 詳細は、「平成 27 年度訓練受講前に実施するキャリア・コンサルティング推進事業に係る企画書募集要領」による。

(2) 本事業は、平成 27 年度予算の国会での成立を前提としているため、平成 27 年 4 月 1 日までに政府予算案が成立しない場合は契約内容について別途協議する。